

広島県収受		
第		号
= 3. 7. 12		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

事務連絡

令和3年7月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施についての
Q&A」の改正について

医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施に関する質疑応答集（Q&A）については、「医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施についてのQ&A」（平成30年1月17日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課、監視指導・麻薬対策課連名事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりお示ししています。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の一部の施行に伴い、「「医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施に関する留意事項」の一部改正について」（令和3年7月12日付け薬生発0712第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が通知されたことから、別添のとおり、旧事務連絡を改正しましたので、業務の参考とするとともに、貴管下関係業者に周知方ご配慮をお願いいたします。

